

【参考資料】

議案第 5 1 号 朝霞市職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休日
及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するほか、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について国家公務員と同様の取扱いとすることを目的に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するもの

2 主な改正内容

(1) 部分休業の取得形態の多様化に係る改正

部分休業について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の取得に加え、1 年につき 10 日相当の時間を超えない範囲内の取得が追加されることから、新たな取得形態に係る承認の規定を追加する。

(2) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供・個別の意向確認・意向配慮等や、3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供・意向確認等を行うための規定を追加する。

3 施行期日等

令和 7 年 10 月 1 日

※ 附則第 3 項（2（2）のうち 3 歳に満たない子を養育する職員に係る規定）は、公布の日

担当

総務部職員課人事研修係

電話 4 6 3 - 3 1 9 1